

1. 「こども未来戦略」が決定されました

政府は12月22日、少子化対策をまとめた「こども未来戦略」が閣議決定されました。今後3年間の集中的な取組「加速化プラン」には、「共働き・共育での推進」が盛り込まれていますが、労務管理に関係する主な内容をピックアップしました。

◆ 育児休業の取得促進

- ・2週間以上の男性育休の取得率を2030年に85%へと引上げ。
- ・産後8週間以内に両親が14日以上の子育休を取得した場合の給付率を手取り10割相当に。
- ・代替要員確保等の体制整備を行う中小企業への助成措置を大幅に強化。
- ・「くるみん認定」の取得など、育児休業の取得状況等に応じた実施インセンティブの強化。



◆ 育児期の柔軟な働き方の推進

- ・フレックスタイム制の義務化、テレワークの努力義務化…こどもが3歳まで。
- ・「親と子のための選べる働き方制度(仮称)」を創設…こどもが3歳以降小学校就学前まで、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、テレワーク、短時間勤務制度、保育施設の設置運営等、事業主・労働者が選択できる制度。
- ・「育児時短就業給付」を創設…子が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合、賃金の10%を支給の助成措置を実施。
- ・所定外労働の制限を子が小学校就学前までに引上げ。子の看護休暇を小学校3年生修了時まで引上げ。

また、多様な働き方と子育ての両立支援として、週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者も失業給付や育児休業給付等の受給対象者とする、国民年金の第1号被保険者を対象に育児期間に係る保険料免除措置の創設があります。

詳細はこども家庭庁のサイトに「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」が掲載されています。

2. 雇用保険 育児休業給付の期間延長について

雇用保険の被保険者が、原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

例外として保育所に入所できないなどの理由がある場合は、子が2歳に達する日までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。なお、あらかじめ1歳(1歳6か月)に達する日の翌日について保育所における保育が実施されるように申込みを行っていない場合は該当しません。保育所による保育の申込み時期等については、市区町村に確認が必要になります。

延長の申請をした場合、ハローワークが例外事由に該当するかどうか、市区町村が発行する「入所保留通知書」を確認しますが、同通知書を目的とした「落選狙い」の入所申込みへの対応が煩雑として、市区町村から制度の改善を求める声が挙がっていました。政府は令和5年の地方からの提案等に関する対応方針を閣議決定し、市区町村の事務負担軽減のために、育児休業給付の期間延長について、ハローワークが延長可否を判断する方向で検討するとしています。今年度中に結論を出し、必要な措置を講じるとしています。

厚生労働省とこども家庭庁は制度の改善案として、「保育所の利用申込み」と「当面入所できない状態」に加え、「延長しなければならない状態であること」をハローワークが認定した場合に限り、延長を認める方向性を示しました。具体的には、復職意思や保育所を利用する必要性などを本人が記入した申告書に基づき判断し、申告書には保育所の入所申込み日や希望する保育所名、選考結果などを記載する欄を設け、記載事実の裏付け書類として適宜同通知書の添付を求め、添付がない場合などはハローワークが市区町村に直接事実関係を照会するとしていました。

● 編集後記 ●

映画「ゴールデンカムイ」(実写)を観ました。原作未読ですが、内容も分かりやすく面白かったです。アイヌ文化のことなど知らないことも興味への関心が高まるほか、こんなところに幕末期の幕臣、土方歳三が出てくるとは！と、驚きが。漫画もアニメも観たくなりました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山